

---

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟清掃業務  
委託について

---

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 3 月 5 日

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟清掃業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟清掃業務一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、同別記及び実施要領等による。

なお、仕様書記載の別紙 1 は、3 (2) 記載の問い合わせ先で交付する。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (1 年間)

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟

(6) 入札方法

(2) についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記

載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく登録業者であり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の基準を満たしていること。または、一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク認定制度による本件業務の認定を受けていること。
- (4) 過去2年間に、県内において、国又は地方公共団体の建築物の清掃業務を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。
- (5) 中予地方局管内に本店又は支店あるいは営業所等を有する者であること。
- (6) 上記(1)から(5)の資格を有し、適切かつ確実に委託業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

## 3 入札の日時及び場所等

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和8年3月23日（月）午後1時30分

場所 愛媛県立子ども療育センター1階会議室

入札書の提出方法 入札場所で直接提出する

開札 即時開札とする

### (2) 入札説明書の問い合わせ先等

愛媛県立子ども療育センター事務局庶務係

〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089) 955-5530

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を適切かつ確実に遂行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時15分

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した委託業務を履行できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、最低制限価格が設定されているので、それを下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者とししない。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

なお、本件入札は、令和 8 年度予算を審議する愛媛県議会において、当初予算の成立を条件として実施する。